

令和 5 年 名 張 市 議 会 定 例 会

令和 6 年 3 月 定 例 議 会 議 員 提 出 議 案 (3)

議員提出議案第 13 号

木平秀喜議員に対する議員辞職勧告決議について

当市議会は、木平秀喜議員に対する議員辞職勧告に関し、別紙のとおり決議する。

令和6年 3月29日提出

名張市議会議員	福 田 博 行
同	吉 住 美智子
同	永 岡 禎
同	川 合 滋

木平秀喜議員に対する議員辞職勧告決議

我々市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令や条例等を遵守し、高い倫理感と見識をもって、市政の発展と市民福祉の向上に努めなければならない。

しかし、木平秀喜議員は、一昨年以降、名張市の固定資産の評価に誤りがあったとした一方的な主張を展開し、評価額に不服があれば所有者が固定資産評価審査委員会に対し審査申出ができる制度などを再三にわたり説明しているにもかかわらず、本会議の場において、執拗に特定物件や特定個人の評価等に関する質問を繰り返し、議長が注意を行っても対応が改まることなく、現在に至っている。

また、昨年12月20日には、北川市長から本市議会に対し、木平秀喜議員の固定資産評価に関わる一連の行為に対する抗議と厳正な対処等を求める要望書が提出された。内容は、市職員の名前を無断で本会議の場で公表したり、ホームページに掲載する行為をはじめ、市役所窓口における市職員への威圧的言動や長時間の居座り、さらには、市の業務を受託している不動産鑑定士に対するプライバシーの侵害や業務妨害の責任が問われかねない発言等に対する抗議であり、こうした議員の行為は断じて許されるものではない。

本市議会においては、木平秀喜議員から、こうした一連の行為についての事実確認を行った上で、2月6日、議長から木平秀喜議員に対し厳重注意の通知を行ったが、通知文書の受取を拒否し、その後、3月定例議会においても、本会議の場で不穏当発言を繰り返すなど、反省の態度は全くみられない。

名張市議会議員政治倫理要綱第2条には、「自らの行動を厳しく律し、議会の品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。」や「市職員の公正な職務遂行を保障し、地位を利用した不正な行為をしないこと。」などの遵守すべき定めがあるが、今回の行為は明らかにこれらに違反し、市民の議会に対する信用を著しく失墜させるものであり、市議会議員としての資格に欠けるものと判断せざるを得ない。

よって、木平秀喜議員に対し、自らの意思と責任により、速やかに名張市議会議員の職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年3月29日

名 張 市 議 会